

会 議 録

会 議 名	平成18年度第1回小金井市青少年の育成環境審議会		
事 務 局 (担当課)	児童青少年課		
開 催 日 時	平成18年7月10日(月)午後3時5分～5時		
開 催 場 所	小金井市役所第二庁舎801会議室		
出 席 者	委 員	遠藤(会長)、橋本、齋藤、鈴木、市原、鴨下、武田、森本	
	事務局	小野内児童青少年課長、門田児童青少年係長、安藤主事	
傍聴の可否	可	傍 聴 者 数	0人
会 議 次 第	1 開 会 2 会長挨拶 3 議 題 (1) 諮問事項の審議について (2) その他 4 閉 会		
会 議 結 果	1 開 会                    遠藤会長 2 会長挨拶                遠藤会長 3 議 題 (1) 諮問事項の審議について 会長から、今回で審議を終了し、答申をする予定だったが、家庭、地域、学校の連携の項目の内容でさらに審議が必要であると思われるので、次回まで延期したいとの提案がされ、了承された。 (2) その他 次回の審議会を9月25日(月)午後4時から開催することと決定した。 4 閉 会                    遠藤会長		
提 出 資 料	1 平成18年度第1回小金井市青少年の育成環境審議会<次 第> 2 青少年の育成環境を守るための広報活動及び青少年を取り巻く社会環境の調査・浄化活動について(答申案) 3 二人の委員からの答申案への意見について		

審 議 経 過

遠藤会長	<p>みなさん今日は。前回に続き、「諮問事項の審議について」を議題とします。本日の諮問案は、前回の議論の内容とお二人の委員からの答申案への意見書に事務局の考え方を入れ、まとめたものです。表紙、はじめに、目次等のスタイルについては、他の答申書と同様にしたということです。内容につきましては、変わっているところもありますので、全文を事務局に朗読してもらいたいと思います。</p>
事務局 (安藤主事)	( 答申案を朗読 )
遠藤会長	<p>ご苦労様でした。最初に全般的な感想をいいますと、前回の案より、少し引いている。小ざれいにまとめていて、物足りない感じである。事務局でも苦労されて表現している。いろいろな考え方があるので、委員の意見を伺いたい。</p>
武田委員	<p>1の青少年を取り巻く環境のところでは、青少年の育成環境を悪くしているのは一部大人の無責任な言動であることをいれていただきたい。</p> <p>2の青少年の健全育成に必要な環境作りのところでは、悪質業者も見た目は分からないようになっていっていることを入れていただきたい。</p> <p>3の提言は柔らかすぎ、「暖簾に腕押し」で物足りない。駐車違反も厳しく取り締まるようになっていっている。性悪説にたった提言にすべきである。</p> <p>この提言の結果が、新しい条例作り、法改正につながって欲しい。悪質業者の取り締まりや千代田区のポイ捨て条例のように罰金を課すようにしたら効果がでてきているものもある。市としてきちんと対応できるようにしていただきたい。</p> <p>子供たちが大人の不作為のために犠牲にならないように大人たちがきちんと対応していくべきである。</p>
遠藤会長	<p>この答申書を市長に提出した後、市はどのような使われ方をするのか。議会に何らかの方法で報告されるとか、単に市の行政資料として使うのか、あるいはこれを前提に追加諮問があるのか。</p>
事務局 (小野内児童 青少年課長)	<p>答申がでますと庁内に報告します。この中にもありますように、関係機関、関係団体と連携していかなければいけないことがありますので、こういう答申がありましたということを健全育成に関して児童青少年課の立場で関係課、あるいは、関係団体にはお話をしていく予定</p>

<p>遠藤会長 事務局 (小野内児童 青少年課長)</p>	<p>である。特にこれに伴って、規則等を作ることは想定していない。 この答申によって、市で行動をどのようにしていくかである。 「小金井市青少年の健全な育成環境を守る条例」第7条で、小金井市青少年の健全な環境を守る協力員の規定をし、施行規則の中で、その資格を規定している。健全地区委員会委員の方、子供会育成連合会役員等が協力員になっている。その方に協力をお願いして推進していく方法も考えられる。</p>
<p>遠藤会長</p>	<p>この審議会の役割は何なのか、諮問を受けたときから議論になっているが、発言力、行動を啓発するようなことができないのか。この提言の中で、少なくとも昨年まで実施してきた内容がこの6ページの(2)のアにある「不健全な看板、はり紙等の撤去及び有害図書との分離の指導」について報告を受けてきたのが唯一の内容だったと思う。少し考えれば、5ページの提言に書いてある地域、家庭、学校との連携について場を設けるべきだとか、あるいは共通の認識を、あるいは広報PRを増やすべきだとかということはこの審議会で昨年から初めて出てきた意見である。そういう意味でそれなりの意義はあると確かに感じる。 提言のトーンが覇気がないとか武田委員からもご指摘されている。今まで数回審議してきて、意図するところは大体皆さんご理解いただいていると思いますけれども、5ページのアとかイとかは市としてこういう観点で広報を広めようという内容ですから、これはこれでいいかなと私は思います。ウとしては、東京都の条例があるということですね。</p>
<p>事務局 (小野内児童 青少年課長)  (安藤主事)  斉藤委員</p>	<p>本日お渡ししました冊子「青少年育成マニュアル」の20ページからの「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の32ページ第18条の7、8、9でインターネット利用に係る事業者の責務、保護者等の責務、都の責務が謳われている。去年の10月から施行されている。教育委員会には都から直接通知が来ている。学校では先生のパソコン研修会の中で閲覧制限について触れていることは聞いている。 小学校4年生の保護者には、フィルタリングのパンフレットを配布したと聞いている。 利用者に対してインターネット会社や事業者にも周知徹底するようにと条例ではいっているが、親として子どもの携帯やパソコンにどこまで管理できるのか、フィルタリングを導入させるところまで入りこめていけない各家庭の問題がある。学校が保護者にどう伝えていくのか</p>

遠藤会長	話し合う必要はある。 学校がそういう情報を流す窓口になるのは良いが、それをどう保護者に伝えていくのかということですか。
斉藤委員	保護者が情報を確認して準備して、それを導入していこうというところまでいける人といけない人がいる。パソコンを使える人と使えない人がいるのと同じように。
遠藤会長	中高生に持たせている携帯電話を親が取り上げ、強制的に操作をすることについては、かなりの抵抗がある。小さな子に独自のパソコンを与えている家庭もあるが同じである。
斉藤委員	もっと進めていけば、購入するときに年齢をチェックしてフィルタリングソフトの入っているものを買わせる。そこまでしていかないと中高生の子どもから携帯を取り上げ、それをするのは至難の業である。
遠藤会長	小学校4年生にはフィルタリングのパンフを配布していて、学校のパソコンには制御はかかっている。あとは、家庭での利用にどれだけ情報を与えられるかである。親から先生への相談はありますか。
鈴木委員	今までは多くなかったが、これからは出てくることは予想される。パソコンも携帯もどんどん代わっていく。変えるたびに新しい機能がでてくる。小学校でもパソコンのリース切れで新しいパソコンになっている。使い方の指導もしているので、親よりも堪能な子どももでてきて、ますます把握が遅れていくことになる。
	携帯の使い方についても、事業者が販売するときには一定の歯止めをかけていただければ助かる。それまでは学校と家庭の連携、情報の共有が必要である。情報を共有しても実際にやれる家庭とやれない家庭がでてくるので、そこをどうクリアしていくのか。学校では啓発活動、発信はできるが、見届けまではできていない。現状では何かあってから対応することになる。後追いになり、心配である。そういう意味で、販売のところで一定の歯止めがかかる対応してもらえればありがたい。
遠藤会長	販売段階で未成年者が携帯電話を購入するときには親の同意を求めることにすれば、大部分クリアできるが、面倒だから親の名義にしてしまうか。加入者は親だが未成年者が使うので、制御フィルターをかけてくれというのは現実的でないのか。
鴨下委員	親が言うしかない。販売業者はそんなことをしたら売れなくなるので言わない。現段階では、親が気付いたら販売業者にいうしかない。

齊藤委員	<p>似たケースが携帯だけでなく、映画についてもいくつかの事例ある。18歳未満何々とはっきりと掲示する場合としない場合がある。掲示した場合、確認するにはだんだん規制がきつくなっていて、身分証の掲示を求めたり、親が許可をした場合は結構ですとかいくつか細かい歯止めがかかる。携帯電話についても被害が大きくなるとでてくるのかなと思う。</p>
遠藤会長	<p>一時にQ2ダイヤルで被害にあって問題になったことがある。経済的被害が何らかの形で出ないと、実効性のある締め付けまではいかないのかなと思うが、そういうシステムとそういう問合せ先があるという親への伝達は十分にしてくれということは、はっきり言えると思う。</p>
鴨下委員	<p>確かに今、いろいろなものが携帯に入ってきていることは事実である。それを子どもが黙って開いてしまうのか、それを落としてしまうかである。家にも孫がいて、「変なものが入ってきている。これを消しちゃうよ。」とってくれる。そういうことが家庭内でもすぐに対処できるような方法ができていれば、そういうことでクリアできる。</p>
遠藤会長	<p>変なメールが入ってきたら、「あけるな。放っておけ。消しちゃえ。」と。</p>
鈴木委員	<p>学校関係だけでいっても、「こういう場合はこうなさい、こういう場合はこうなさい。」というマニュアルができていないわけではない。何かがあったときに、こういうものがありましたという情報を入れて、そういう場合はこういうフィルタリングをかけられますよというごく一般的な情報を流していくことにはなっているが、必ずしも携帯そのものをいろんな場合を想定してこうした方が良くあつたほうが良いというきちんとした情報は発信していない。</p>
鴨下委員	<p>携帯だけの問題ではない。ビデオにしてもなんにしても総てに引っかかる。「未成年だから売りませんよ。未成年だから貸しませんよ。」という話が出てくるのかこないのかその辺のところに大きな問題がある。</p>
遠藤会長	<p>わかりました。5ページのウのところの表現はこの程度でよいということできたい。</p>
鴨下委員	<p>それでいいと思う。あとは、具体的に問題が出たときに、それをどうしていくかということになる。現在、こういう問題がある。これに対して、どう対処するかということであれば議論はしていく必要はあるが、現時点では、それでいいと思う。</p>

鈴木委員	<p>携帯でもパソコンからのインターネット情報で、10人が10人有害であるという場合ははっきりしていいが、境界領域というか、ある人はこれはいい、ある人はこれは有害であると判断が5対5の場合、私ども悩む。いろいろな人にお聞きするが、きちんとした答えが返ってこない。それぞれの判断ですねとなる。インターネット情報にはこういうケースが多い。親御さんにもあってそういう悩みの共有はある。</p>
鴨下委員 遠藤会長	<p>境界がどこに引けるかということは非常に難しい話だと思う。</p> <p>出会系サイトという若者の犯罪の一つの領分があって、中学生、高校生が餌食になるケースがあるとよく聞いているが。タイトルだけではわからない。あきらかにいかがわしいタイトルだと分かるものは誰もあけない。業者も巧妙だから、中間層のタイトルをあけてみたらあららとなる。逆に成人の人達の交際をしたいという出会い系があって、全部が悪いわけではないので、それはそれで難しい。</p>
鈴木委員 遠藤会長	<p>小学校段階でいうと、出会い系サイトの情報が入っても行動に移すという実行行為がないので、被害にあうことは少ないのではないかと。</p> <p>それではこの所の表現については不十分であるが、この程度に留めることにして、次に6ページのアの不健全な看板、はり紙等の撤去の活動についてはこのとおりでよろしいと思う。</p> <p>次にイの街頭指導の実施については、いままで市としては取り組みをしていないところになる。キャッチセールスの被害は小金井市としてかなりあるのか。</p>
市原委員 鴨下委員 遠藤会長	<p>あまりない。</p> <p>出てからでは遅い。</p> <p>吉祥寺駅で排除のために指導員と武蔵野市と協力をして実施したところ、それなりの効果を上げたという新聞記事があった。中央線が高架になって駅前広場が広がって、いつ何時起こることもあるので削ることはない。</p> <p>ウの家庭・地域・学校の連携については若干意見がある。抽象的である。</p>
武田委員 遠藤会長	<p>前半は子供たちに対するもの、またからはこれは業者に対するものか。標題は家庭・地域・学校になっている。</p> <p>市民に周知徹底することになっているのか。</p> <p>前の文章はどうでしたか。</p>

事務局 (安藤主事) 鈴木委員	<p>前回はこの部分については、触れていない。新たにお二方の委員の方からいただいた意見を基に作成した。</p>
	<p>私が提案したところで、これを更に直している。もともと提出したものは4ページの3(2)のところで、道徳教育の充実、家庭・地域の勉強会、不健全な環境に動じない堂々とした青少年の育成の3本の柱となっていた。</p>
	<p>道徳については、資料を提出しているが、各学校とも活動、公開講座も含めてかなり形の上でも充実してきている。内容についても、道徳は、良い、悪い、自己の権利、義務を果たすという行動に移す振舞い方に関わってくるが、その基になっている判断のところをさまざまな大人や過去のいろいろな素晴らしい人達の事を知って力をつけてやろうというのが狙いである。そうすると、そこを充実しろというだけで展望が開けるのか疑問に思った。教育全体の問題として体力、知力、判断力を養うということになると道徳だけではすまないと思ったので、意見を述べた。この連携のところで、一般的なことだけでいいのか、それとも具体的なことを盛り込んで、三者で何かやってみるといった提言をしたほうがいいのかどうか。</p>
鴨下委員	<p>有害情報とか悪質な勧誘は、このあたりで言うと吉祥寺あたりになるが、業者側は最初から悪質な勧誘はしません。モデルにならないとかカムフラージュしてくる業者に対してどういう対応をするのか。</p>
森本委員	<p>そういうことを広報するとか、よく分からないが、この提言を具現化するために先ほどの意見とか地域のコーディネーターの養成とかをいれる。</p>
	<p>学校とか市ではこういう大変なことがおきたとかを親に知らせる情報を具体的に入れていいのかいないのか。</p>
	<p>それから、もうひとつは、中間のところでは親がどう考えるかというところがあるが、親に提供した上で親が判断する以外ないのではないかと考える。あんな怖いことがあった、こんなことがあったという情報を出来るだけ多く親に伝えていかないといけない。親にも意識を持ってもらわないと、もちろん子どもには学校の中で学校が指導していくでしょうし、そういう意味で場の設定ということも書いてあるが、そういうことがもっと具体的にできればと思う。</p>
遠藤会長	<p>皆さん感じられることは同じだと思う。6ページのウのところの家庭・地域・学校の連携のところの記述で目立つのは、「有害情報や悪質な勧誘に動じない青少年の育成のため、」という鴨下委員の強調さ</p>

鈴木委員

れた「堂々とした青少年の育成」これが基本であるというこの言葉だけはインパクトがある。その後がなんとなく味が薄めである。考えてみると、ここを巡っていろいろと意見が前回まで出ていた。交流の場を設定して、学校、地域が協力していろんな行事をしようとか子ども自身の道徳心というか自立心というか、それを切磋できる場を提供しようとか具体的な提案めいたもの3つ、4つでていた。それも大括りすると家庭・地域・学校の連携のジャンルになるかもしれないので、もう少し具体論を含めて入れてみたい。

具体的ということである。学校の場合で何点かあるので申し上げてみたい。1点目は情報の共有の問題である。警察の方から情報をいただき、地域の方からいただき、保護者の方からもいただき、また、学校で掴んだ情報もある。この4者が関わって交換できるようになっている。最終的に保護者の方全体にどういう発信をするかという、警察で掴まえた情報を一定警察で判断されて市の教育委員会に出してくる。市の教育委員会でも一定の判断をして各学校に回すか個別の学校に回すか判断する。各個別の学校では、それを受けて、距離の問題とか児童が下校してしまっているとかさまざまな場合があるので、そこで一定の判断をして発信をしていく。ですから、警察から3段階くらいかかって情報が回るようになっている。3者の間では情報がかなり綿密に共有できるようになっていて、円滑に進んでいると思っている。保護者の方に具体的にどれくらいの情報が各学校に画一的にすべて渡っているかについてはかなり幅があるのが現状である。止むを得ないといえはやむをえないことであるが、一方、受け手の保護者の方は学校の区域が違っていても近所づきあいがあるので、Aの学校では流したのに、Bの学校は流さなかったとか、Aの学校では早く流したのに、Bの学校では遅かったとか、翌日になったとかいう情報をもらうことがある。結論を言えば、早く、出来るだけ量を多く、どこの学校であったことも出してもらいたいということが願いのかなと思う。

一生懸命努力をしているところであるが、いくらか学校によって発信の仕方が違う。これは距離が離れているからいいのかなと判断して流さないというようなことがある。

一つは情報の共有のところは、家庭・地域・学校の連携のところ、基本的なシステムは出来上がっているところでも、あらゆる情報を伝達したほうが良いのか、今までどおり、一定に判断をして流すのか、連携について検討の余地はあると思う。



<p>遠藤会長</p> <p>鈴木委員</p> <p>鴨下委員</p>	<p>二点目の勉強会は時期にあったありがたいご提案だというのが私の意見である。今言いましたとおり、努力してそれぞれがしているが、全体としてどうなのかなといろいろなご意見があるので、たとえば、教育委員会がまだ定まっていない。どんな内容についてどういうシステムで回っていくのか、さまざまな内容があるので、勉強会を提言していただけるとありがたい。</p> <p>三点目の自立心の問題ですが、どんどん新しい手口が開発されていく。学校が発信すると翌日には違った対応をするので、発信が新しい手口を開発されるという裏腹な関係になる。基本的に外から来た情報をどういうふうに批判的に受け止めて判断するのか、自分で判断できないときは、その判断の仕方を子どもたちに教えていく必要がある。</p> <p>実際、各学校ではそれなりの努力をしている。その基礎にはさまざまな教科を通してさまざまな情報をどのように提供していけるかである。もっと具体的にその情報を調べるにはどういう手立てがあるのかそのカリキュラムが今できていない。手探りの状況である。</p> <p>情報発信、情報共有、カリキュラムの三つぐらいを内容とした勉強会を提言に入れたい。</p> <p>父兄と先生と関係機関の協力を得てするのが勉強会であるとする、集まって話し合うという勉強会の場は学校がよろしいのか。</p> <p>学校を中心とした勉強会は学校の職員、地域の保護者を対象とした講演会、研修会の場がある。そういうものもありますので、場としては学校で、さまざまな人と連携していけたらよい。</p> <p>地域に開かれた学校ということで、委員会もできてやっている。そういうことがあるから、学校で良いが、父兄だけでなく、子どもいっぱい介して勉強会というか横断会というか一つの問題があれば、それを提起した上で、「ここについてはこうやって欲しい」とか「どうだろうか」と問いかけると同時にここで一つの結論を出して進めていこうとしない限りは、家庭といっても、今の小学校、中学校、高校の子どもを持っている親はほとんど道徳教育を受けていない。家庭の中でも本当の道徳というところを取り上げたときに、答えは出ないと思う。そこに大きなひとつの問題が生じて、ちょっとした問題がおきたときにどうしたらいいか答えを出せないという状態になってしまう。</p> <p>そういうものも含めて勉強会というと堅苦しいので、放談会で、最初はテーマもなくいいと思う。雑談的な話をしているうちに何か問題点やテーマらしいものが出てきたときに、次はこういうテーマでや</p>
-------------------------------------	---

鈴木委員	<p>ってみようという形で進めたらどうかと思う。</p> <p>_____についてはすでに取り上げられていて、対応策をとっているお話はいただいている。それから子どもにもかなり対応能力がつきつつあるのかなと思う。実際に被害に遭いそうになってそれを防いだという例もいくつもでてきている。情報を基にして繰り返し繰り返し指導することが一定の歯止めになる。低学年のこどもがきちっと断わった例もある。しかし、被害に遭うお子さんもある。特に電話番号の聞き取り、情報の中にこういう例がある、こういう例があると流すとまったく違う例のときに、マニュアルごと考えていると被害に遭いやすい。対応できる子どもも増えてきていて、きちんと発信することもよく分かってきている。</p> <p>情報が伝わるのが学校が仲立ちになってやらざるを得ないという状況であるが、学校が仲立ちにならなくて一挙に伝わるというものがあればありがたい。</p> <p>府中の少年院から少年が脱走した情報が入ってきたときに、それを伝えている途中に、それをテレビで捕まったという報道がされた。テレビを見られた方が個々に判断されて、これは流さなくていいと途中で止めた学校があった。更に学校ではその情報を確認し、これは解決しましたという情報を流したところもあり、3つの情報が入り組んで流れたことがあった。翌日から翌々日にかけて回ってこなかったのはなんだという問題とか、回って来たのがまた回ってきた、各学校努力したのだが、情報がしっかり整理されていないとかいろいろなお叱りを各学校が受けた。</p>
鴨下委員	<p>あの時は、孫が国立の小学校に通学しているが、学校が全部早く返しました。ところが近くの学校では、そういうことはなかった。</p>
斉藤委員	<p>あのときは、教育委員会経由をしているのであの時間帯は先生が会議等があつて、流すのが遅れたところがあった。</p> <p>連携となると各地域の格差が出てくる。</p>
鴨下委員	<p>最初は、どうしても地域の差は出てくる。どんどん積み上げていくうちに総合的にできるのではないか。</p>
斉藤委員	<p>たとえば、悪質な勧誘について、この間も地域連絡網で情報を流したが、家の地域でも5分後には1小地域に行ってしまうので、小金井市全体にパッと流れるようなシステムにしないと意味がない。学校には緊急連絡網があり、会長から副会長、副会長から役員に電話で連絡をしている。</p>

遠藤会長	個人情報の関係で電話番号を名簿に載せては困るという親もかなりいて、保護者の名簿も発行できないということか。
鈴木委員	お断りをして、載せている。緊急連絡の新しいあり方を決めるまではこれまでの方法でやらざるを得ない。もっと早く広くできればよい。
森本委員	小金井市でそういうのを考えられるのかなと思う。インターネットといっても、常に開いていない。昔からある方法ですが、防災無線の利用はできないか。道を歩いていたら、こんな子がいたら気をつけようと思える。
齊藤委員	小金井市でも、いろいろ意見はあったが、5時にメロディを鳴らすようにしている。
遠藤会長	家庭・地域・学校に行政が入っても良いのではないか。
事務局	先週、上野原で火災発生放送があったが、これはいいと思った。小金井市にはどこからか放送をしているのか。
(安藤主事)	防災無線で先ほど齊藤委員がおっしゃられたメロディを流している。
遠藤会長	火災発生とかの放送はしていないですね。
事務局	していない。市民が警察署に登録をすれば、インターネットで不審者情報を流してくれると聞いたが。
(安藤主事)	リアルタイムでない。何かあれば、両市と両市の教育委員会に不審者情報を流している。ITのインターネットよりアナログの電話連絡が一番早い。
市原委員	市のホームページを管理している課はどこか。
遠藤会長	行政管理課の情報システム担当である。
事務局	メールで市政への意見を受け付ける目安箱みたいなものはあるのか。
事務局	ある。
(安藤主事)	青少年へ悪影響を与える項目はない。
齊藤委員	ホームページは変わり映えしていない。
鴨下委員	ウの問題から発展している。何をといわれてもすぐ出てこないが、ここに肉付けをすれば、家庭・地域・学校、行政を入れたとしても具体性がでてくる。
武田委員	括弧で行政としたらどうか。
遠藤会長	我々の目安の意味として、今日までに答申をあげたいと思っていた

	<p>が、鈴木委員の貴重なご意見と武田委員の悪質業者への罰則についての強い規定を明確に書いたほうが良いのではないかというご意見と、具体的に、地域の役割、家庭・地域・学校の連携のたゆまざる工夫等を入れたほうが良いということは異論がないと思う。</p> <p>情報の伝達、講習会、研修会、あるいは意見交換会の場の設定が前の原稿に出ていたと思うが、少なくとも連携だけでも1ページぐらいにはなりそうなので、事務局と相談して、我々は考えたんだと具体的にどのような表現補正をさせていただいたものを次回の10日ぐらい前には皆さん方に全般的な修正を含めて流してこの次に仕上げることにするというところでよろしいでしょうか。</p>
鴨下委員	<p>提言の問題ではないが、1の青少年を取り巻く環境の(1)社会環境の変化と諸問題、(2)地域環境の変化と諸問題、(3)家庭環境の変化と諸問題は、どれをとっても皆、からみがある。ここのところはもう少しすっきりした形のものできないか。たとえば、社会環境の変化と諸問題の中にア、イ、ウという形で締めくくられたほうが流れとしては良い感じがします。</p>
遠藤会長	<p>小金井市という地域の特徴として指摘しているわけではない。タイトルと中身の濃淡がありすぎる、又はまとめられるのではないかというご指摘である。</p>
鴨下委員	<p>1年何か月前からこの場に出していただいているいろいろとお話を聞いた。また、資料もいただいた。お話と資料から今回の答申というか提言というか今回の答申を見ると、これというものがない気がする。平成8年にスタートして、その間に同じような内容を繰り返し繰り返しやってこられた気がする。その間に報告が何回か出されていると聞いているが、毎回ではないと。今度初めて市長から諮問という形で出てきて、答申が出されるわけであるが、何か今までの慣れとした感じが思われてならない。果たしてこの委員会は何をすべきなのか考えると答えが出なくなる。いただいた冊子の「東京都青少年の健全な育成に関する条例」をみても中身が変わっていない。付録の2として「区市町村青少年関係機関一覧」の小金井市の中に青少年問題協議会と青少年健全育成地区委員会が掲載されているが、どうしてこの団体と年に1度位の連携がとれた審議会ができないのか。単独でしていくと同じようなことを審議をしているかもしれない。連携してすればそこに問題点が出てくる、あるいはこういうことをやったらという案も出てくるのではないか。せっかくこういうものがあるのだから単独でやるの</p>

<p>遠藤会長</p>	<p>ではなくて、連携を取り合っていていかないと偏った話になってしまうことがある。そういうことはできないのか。</p> <p>ご質問の趣旨は分かるが、青少年問題協議会が小金井市にあって、我々の審議会が特別な役割を担ったのが平成8年である。ピンクチラシがあまりにもひどいものだからそれを特別にどのように取り組んでいったらよいのかという意味での審議会であって、議会でいろいろと意見が出た挙句できた審議会のようなものである。青少年問題協議会は市議会議員が5人委員として入っていて、これが昔からある小金井市の青少年問題を取り扱う委員会であって、その権限を奪わないようにとか、いろいろな意見があって、この審議会ができたという議事録を前に見せもらったことがある。この審議会はピンクチラシ、エロ本撤去その類の特別活動の意見を出す審議会です。それを主目的でできた審議会です、青少年を語り合うのは、あくまで青少年問題協議会である。</p> <p>そうすると、初めて諮問が出されたからこの1年ちょっとで答申を出すといういわば、積極的なはじめての活動である。それまでは、地区委員会やいろいろな協力団体が実施してきた青少年の有害環境排除の報告をお聞きしていただけというのがこの審議会の内容でした。</p> <p>基本的にこんなことをやったら良いのではないかという答申書を今仕上げようとしているわけである。これに関連することの提言は、具体的に行動の提案は言ってよいと思う。こういう伝達とこういう会合の場をこういう形で持ったらどうか、ということは言っても良いと思う。情報とか地区の企画そのほか各論を実施した上で、今年はこんなことを言ってみようか、こんなことで協力体制ができるか聞いてみようとか、その辺まではこの審議会で、皆さんの意見が合えば、具体的な提言をしたいと思う。私は、そんな認識である。</p> <p>あくまで青少年問題の本委員会は、青少年問題協議会なるものが歴史と伝統があるわけですよ。</p>
<p>事務局 (小野内児童 青少年課長)</p>	<p>青少年問題協議会の基は地方青少年問題協議会法という法律がある。青少年の育成環境を守る条例も会長がおっしゃられた経緯でできています。</p> <p>はじめてここで諮問をしたということがありますので、市長としましては答申いただいて施策に反映したいということの現われだと思ふ。これまで看板、ピンクチラシの排除等をしてきましたが、新しく提言で出されたものを施策でどうやっていくかというのが今後の我々の責任である。</p>

遠藤会長

それでは、そういうトーンで政策論的提言をしていくしか無理かなと思いますが、今日が7月10日ですが、次回は9月下旬で、テーマは答申案の最終確定と活動提案ということでやりたい。次回の10日ぐらいまでに肉付けした提案をお送りいたします。

9月25日月曜日の午後4時から審議会をします。後日開催通知を送付する。

時間になりましたので、これで終わりにする。

以 上

平成18年度第1回小金井市青少年の育成環境審議会  
<次 第>

日 時 平成18年7月10日(月) 午後3時から  
場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 諮問事項の審議について

(2) その他

4 閉 会

青少年の育成環境を守るための広報  
活動及び青少年を取り巻く社会環境  
の調査・浄化活動について

(答 申) 案

平成18年 月 日

小金井市青少年の育成環境審議会



はじめに

市長からの平成17年3月3日付諮問事項は、「1 青少年の育成環境を守るための広報活動について 2 青少年を取り巻く社会環境の調査・浄化活動について」の2項目であり、小金井市として青少年の健全な育成を図るための施策についての提言を求められている。

当市では、約30年の歴史がある小金井市青少年問題協議会の提言、意見表明、報告が既になされてきており、当審議会の役割は、青少年の健全育成と環境問題の改善である。

当審議会における審議の経過は、別紙のとおり、審議会3回、検討小委員会3回を重ね、その間に各委員の意見交換及び各委員からの検討メモの提出並びにその検討等を経て答申をとりまとめたものである。

小金井市が、本審議会の提言を具体化し、青少年のより健全な育成に向けて努力されることを望むものである。

小金井市青少年の育成環境審議会

会長 遠藤 哲嗣

# 目 次

はじめに

1	青少年を取り巻く環境	1
(1)	社会環境の変化と諸問題	1
(2)	地域環境の変化と諸問題	2
(3)	家庭環境の変化と諸問題	2
2	青少年の健全育成に必要な環境作り	3
(1)	社会環境の整備	3
(2)	家庭・地域・学校の取組み	3
(3)	交流の場の設定	3
(4)	地域活動の推進	4
(5)	フィルタリングシステムの活用	4
(6)	地域情報の一元化、地域コーディネーターの養成	4
3	提言	5
(1)	広報活動について	5
ア	地域交流の情報の周知	5
イ	青少年の健全育成の取組の周知	5
ウ	フィルタリングシステムの周知	5
(2)	調査・浄化活動について	6
ア	不健全な看板、はり紙等の撤去及び有害図書分離の指導	6
イ	街頭指導の実施	6
ウ	家庭・地域・学校の連携	6
エ	青少年の現状と環境について	6
オ	薬物乱用防止の啓発活動の充実	6

# 1 青少年を取り巻く環境

## (1) 社会環境の変化と諸問題

我が国は少子化、核家族化、都市化、情報化等が急速に進展し、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化してきている。

インターネットを通じて多くの情報を容易に得ることができるようになり、青少年にとっても勉学等に変役立つなど、インターネットの普及は日常生活に多くの利便と恩恵をもたらしている。反面、身近なところに有害情報が氾濫し、青少年の感情や行動に悪影響を与えるなどの問題も発生している。

携帯電話も驚異的な普及を遂げ、新しい通信スタイルを現出した。その一方、所構わず電話をかけるなどのマナーの悪さが問われている。

携帯電話に頻繁に入ってくる迷惑メールも問題となっている昨今、性に特に強い関心を持つ思春期の青少年にとっては、危険で有害な情報の判別もできないまま、好奇心にかられてアクセスしてしまい、その結果法外な料金が請求されても、自分の自立心のなさの手前、親に相談できず、ずるずると非行に走るということも起こり得る。

このように、携帯電話やパソコンの普及により、青少年が簡単に有害情報に触れ得る機会が増えている現状にあり、これらの原因は一部大人の無責任な営利主義によるところが大きいといえる。

なお、少年非行も憂慮すべき状況にあり、現状では、刑法犯全体の約4人に1人が少年となっており、路上強盗やひったくりなどの街頭犯罪に占める少年の割合が約4割を占めるなどの報告もされている。また、大麻やMDMA等錠剤型の薬物乱用も深刻な問題となっている。特に薬物乱用に対する規範意識の低下や危険性・有害性についての認識不足から、若年層への浸透が懸念されている。

これらの犯罪傾向や薬物乱用は、青少年自身に公共心や真の道德観念が希薄であることや自制心が培われていないことがその大きな原因ではあるが、手本となるべき大人に真の道德心がなく、指導が不十分であることや、一部の大人の身勝手な営利主義が主導であることは否定できない。

## (2) 地域環境の変化と諸問題

都市化の進展や住民意識の変化により、地域社会の状況が変化してきている。隣近所の付き合いが希薄になっていることに伴い、地域における連帯意識が低下し、青少年を見守るという状況が失われつつある。

また、テレビゲームやインターネットの普及、教育の変革により、塾通いの青少年の増加等により、子供同士が遊ぶ機会が少なくなっているため、協調性や思いやり、そして社会性を培いにくい状況が生じている。

## (3) 家庭環境の変化と諸問題

青少年の成長に最も重要な役割を担う家庭環境は、少子化や核家族化、共働き家族の増加等に伴い、親子のふれあう機会が減少しているとともに、塾や習い事、自分の部屋で過ごす時間の増大等により、家族関係が希薄となっている状況が見られる。

また、核家族化の進行等により、世代間の育児知識の継承が少なくなり、子育てに対する親の悩みや不安の増大、家庭での教育の指導性の低下等を招いている。

## 2 青少年の健全育成に必要な環境作り

この点については、各委員から活発な意見が出され、その主なものは以下のとおり

である。

### **(1) 社会環境の整備**

営利主義に走る不心得な一部の大人や悪質業者に対して厳罰をもって臨み、未成熟な青少年がそれらの餌食にならないような社会環境を整備する必要がある。この悪環境の排除が私たち大人の責任である。

### **(2) 家庭・地域・学校の取組**

家庭・地域・学校では、これまでも青少年の健全育成に努めてきている。しかし、有害情報や悪質な勧誘は、その努力を質量ともに上回り後を絶たない現状がある。そこで、これらの有害情報や悪質な勧誘に動じない青少年の育成に一層力を注ぐべきである。

### **(3) 交流の場の設定**

青少年が自室にこもり、コンピューターゲームなどに熱中し、あるいはインターネットの有害情報の被害者となることのないよう、青少年が安全で安心して遊べる空間を創生し、幼い頃から身近で気軽に他人と交流できる場（施設）を設定する。また、地域の連携と教育力を増すために野外活動、交流交歓、ボランティア、職場体験の機会を豊富にして、青少年の健全育成を図るべきであり、これらは防犯体制にも資することになる。

### **(4) 地域活動の推進**

ピンクチラシやポスター、不良図書の排除については、従来どおり、協力員や関係機関の協力を得て継続してゆくべきであるが、パソコンや携帯電話による有害メールや出会い系サイトなどによる有害情報に対しては、学校、家庭、地域が連携して、その制御（フィルタリング）の方法を研究して環境浄化に努めるべきである。夫婦共働きの増大、核家族化による家庭内での教育力の弱体化傾向が問われている

が、親として成長期の子供の育成に十分な配慮をして、子供会その他地域での活動に参加しやすくする推進策を考えるべきである。

#### **(5) フィルタリングシステムの活用**

財団法人インターネット協会やその他で公表しているパソコンの有害情報制御（フィルタリング）の情報や携帯電話各社のフィルタリングサービスの情報を周知徹底させて、青少年が被害者とならぬよう具体的な方策を講ずるべきである。

#### **(6) 地域情報の一元化、地域コーディネーターの養成**

青少年の育成環境については、家庭、地域、学校等で各種取組みがされているが、それを総括する部署がはっきりしていないため、同じような取組がされていたり、有効な行事が他に知られていない等の不都合を生じている。また、地域ごとでも全体を把握すべきコーディネーターが不足しているため、地区によっては同じ地区内でも他の団体がしている行事と重複したりすることがある。

### **3 提言**

2の意見を受け、次のとおり提言する。

#### **(1) 広報活動について**

##### **ア 地域交流の情報の周知**

保護者と青少年を交えた交流の場や講演会、勉強会、餅つき大会、職場見学会等々の企画が地域で実施されるときに、各企画への協力、広報の推進を図る。

##### **イ 青少年の健全育成の取組みの周知**

市と学校と地域ボランティアが協力した青少年の健全育成の為の取組みについて、定期刊行物（市報やホームページ等）で広く市民に広報する。

## ウ フィルタリングシステムの周知

携帯電話やパソコンのインターネットによる各種の有害情報の制御や遮断の方法「フィルタリングシステム」については、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」においてインターネットの利用に係る「事業者の責務」、「保護者の責務」「都の責務」として規定し、事業に取り組んでいる。市としてもこれについて関係団体等に周知を図る。

## (2) 調査・浄化活動について

### ア 不健全な看板、はりがみ等の撤去及び有害図書の分離の指導

従来から取り組んできた青少年の健全育成を阻害するおそれのある看板、張り紙等を撤去する活動は継続する。実施時期や対象地区等について見直す必要があれば適宜見直して実効性を図る。

### イ 街頭指導の実施

繁華街等におけるキャッチセールス防止のため、街頭指導を必要に応じて関係機関、関係団体と連携して実施し、青少年がそれらの被害を受けない環境整備に努める。

### ウ 家庭・地域・学校の連携

家庭・地域・学校では、現状と対応策について共通認識をひろげると共に有害情報や悪質な勧誘に動じない青少年の育成のため、情報や勧誘を批判的に吟味できる判断力と態度を育てる。また、有害情報や悪質な勧誘は、法的に規制され、罰則がある対象であることを啓発する。

### エ 青少年の現状と環境について

青少年がどのような意識を持ち、どんな悩みを抱えているか等、各家庭での青少年の育成や環境等についてどのような観察や意識を持った指導がされているか等、

日ごろの生活環境面での意識や実態の調査を必要に応じて実態を把握し、青少年の育成、環境問題への取組みの参考とする。

#### **オ 薬物乱用防止の啓発活動の充実**

市内には、薬物乱用防止を目的とする市民団体が活動しており、関係機関とも協力して講演会、街頭広報活動などを行っている。今後、青少年等が薬物乱用の恐ろしさについて学ぶ機会を増やすなど、啓発活動を充実していく必要がある。

以上の提言に対しては、関係機関、関係団体との協働であることが望ましい。



## 別紙

### 小金井市青少年の育成環境審議会開催状況

開催日	会議の種類	概要
平成17年9月28日	審議会	会長ほか9名出席し、諮問事項への自由討論
11月7日	小委員会	会長ほか5名出席し、各自の意見メモ交換
平成18年1月30日	小委員会	会長ほか4名出席し、意見交換
2月27日	審議会	会長ほか8名出席し、答申とりまとめ
5月15日	小委員会	会長ほか7名出席し、答申書案の修正、意見交換
7月10日	審議会	会長ほか 名出席し、答申書完成

## 小金井市青少年の育成環境審議会委員名簿

任 期：平成17年3月1日～平成19年2月28日 (平成17年4月1日現在)

職 名	氏 名	選 出 区 分
会 長	遠 藤 哲 嗣	規則第5条第6号 学識経験者
会長職務 代 理 者	東 嶋 雅 子	規則第5条第5号 民生委員・児童委員・主任児童委員代表
委 員	橋 本 利 一	規則第5条第1号 青少年健全育成地区委員会代表
委 員	齋 藤 武	規則第5条第2号 子供会育成連合会代表
委 員	鈴 木 清 隆	規則第5条第3号 市立小・中学校長代表
委 員	山 田 美 香	規則第5条第4号 市立小・中学PTA代表
委 員	市 原 昌 樹	規則第5条第7号 小金井警察署生活安全課長
委 員	鴨 下 修 平	規則第5条第8号 公募による者
委 員	武 田 有 樹 郎	規則第5条第8号 公募による者
委 員	森 本 栄 子	規則第5条第8号 公募による者

## 小金井市青少年の育成環境審議会委員名簿

任 期：平成17年3月1日～平成19年2月28日

職 名	氏 名	選 出 区 分
会 長	遠 藤 哲 嗣	学識経験者
会長職務 代 理 者	東 嶋 雅 子	民生委員・児童委員・主任児童委員代表
委 員	橋 本 利 一	青少年健全育成地区委員会代表
委 員	齋 藤 武	子供会育成連合会代表
委 員	鈴 木 清 隆	市立小・中学校長代表
委 員	山 田 美 香	市立小・中学PTA代表
委 員	市 原 昌 樹	小金井警察署生活安全課長
委 員	鴨 下 修 平	公募による者
委 員	武 田 有 樹 郎	公募による者
委 員	森 本 栄 子	公募による者

小福児発第103号

平成17年3月3日

小金井市青少年の育成環境審議会

会 長 様

小 金 井 市 長

稲 葉 孝 彦

青少年の育成環境を守るための施策について（諮問）

今日の社会経済情勢の大きな変化の中で、青少年を取り巻く環境は危機に瀕している様相を呈しています。

このような状況の中で、次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長する環境を守り、青少年の健全な育成を図るための施策を推進していく必要があります。

つきましては、下記事項について貴審議会の御見解を示していただきたく諮問します。

記

- 1 青少年の育成環境を守るための広報活動について
- 2 青少年を取り巻く社会環境の調査・浄化活動について